

令和8年3月19日
関東森林管理局

関東森林管理局における指名停止措置について

工事請負契約指名停止等措置要領に基づき、指名停止措置を行いましたのでお知らせします。

指名停止措置の概要

1 指名停止措置対象業者名及び住所

クレハ建設株式会社
福島県いわき市錦町綾ノ町16番地

2 指名停止期間

令和8年3月19日 ～ 令和8年4月18日（1ヵ月）

3 指名停止の理由

クレハ建設株式会社は、福島県及び茨城県で請け負った民間発注の工事において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けずに建設業を営むものと、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第1条の2第1項で定める軽微な建設工事の範囲を超えて下請契約を締結した。このことが、同法第28条第1項第6号に該当するとして、令和7年12月22日、東北地方整備局長から監督処分（営業停止10日間）を受けた。

このことが、「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号）別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため。

4 林野庁「工事請負契約指名停止等措置要領」の該当要件

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 13 当該部局が管轄する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

【問い合わせ先】

関東森林管理局経理課 電話 027-210-1149
担当：課長補佐